三重県埋蔵文化財年報 5

昭 和 49 年 度

1975.3

三 重 県 教 育 委 員 会

例　　言

1. この年報は、４９年度における県下の埋蔵文化財保護行政の概要をまとめたものである。
2. 付篇Ｉの事前協議概況の各一覧表は、事業確認前のものもあり、事業者氏名を省略した。付篇Ⅱの問題遺跡一覧の３事前協議、調査なく破壊された遺跡は、各三重県文化財調査員の報告による。
3. 発掘調査等については、それぞれ調査報告書が刊行されているので、参照されたい。

目　　次

Ⅰ　埋蔵文化財保護の長期対策 …… 3
1.　三重県埋蔵文化財保全計画調査
2.　風土記の丘建設候補地調査
3.　開発集中地域中世址分布調査
Ⅱ　土地利用と埋蔵文化財保護 …… 7
1.　ゴルフ場等大型レジャー施設計画と埋蔵文化財
2.　宅地開発事業と埋蔵文化財
3.　農業基盤整備事業と埋蔵文化財
Ⅲ　埋蔵文化財保護態勢の強化 …… 10
1.　文化財保護連絡会
2.　三市埋蔵文化財担当者連絡会
3.　文化財パトロール
4.　埋蔵文化財調査技術者養成
Ⅳ　緊急調査の現状 …… 20
1.　開発計画区域遺跡分布調査
2.　緊急発掘調査
付　篇　Ⅰ　事前協議概況
ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱・協議 …… 35
大規模土地取引等に関する事前指導要綱・協議 …… 35
三重県宅地開発事業の基準に関する条例・協議，確認審査 …… 35
都市計画法・協議 …… 36
Ⅱ　問題遺跡一覧
1.　協議継続中の遺跡 …… 38
2.　発掘調査遺跡一覧 …… 40
3.　事前協議，調査なく破壊された遺跡 …… 41
Ⅲ　文化財保護関係開発指導要綱等
大規模土地取引等に関する事前指導要綱 …… 42
鳥羽市民の環境と自然を守る条例 …… 44
上野市南部都市開発区域埋蔵文化財調査要項 …… 48
Ⅳ　遺跡調査報告
志摩郡大王町船越・桐垣遺跡 …… 52

I　埋蔵文化財保護の長期対策

ここ１０数年来の埋蔵文化財問題は，現象的には，地域開発にともなう各種の土木工事によってもたらされてきた。その対策も，保存協議，事前発掘調査等の緊急措置とともに，保護・活用の長期計画の確立も要請される。

1.　三重県埋蔵文化財保全計画調査

開発事業と埋蔵文化財保護との調整は，近年，各種開発事業の確認許認可前における事前協議の徹底，市町村における保護体制の強化等により，かなり成果が上がっている。こうした現状にたち，昭和４４年度以降，実施して来た地域別埋蔵文化財保全計画調査の総括をするとともに，埋蔵文化財の保護と活用のマスタープランの作成をはかった。調査は，日本建築学会東海支部都市計画委員会に委託した。

2.　風土記の丘建設候補地調査

多気郡明和町斎宮の「斎王宮跡（斎宮寮跡）」を昨年度にひきつづき，国庫補助事業として発掘調査した。本年度は斎王宮伝承地である通弥斎王の森の南西部を調査し，比較的規模の大きい掘立柱建物址，大量の緑釉陶器を発見した。とくに西隣の古里遺跡の調査とともに，斎王宮に至る道路の確認，昨年度の調査結果などからは，予想外に大規模な宮域を思わせ，一段と本格的な調査が急務となっている。

3.　開発集中地域中世城址分布調査

昭和４９年度の国庫補助事業として行なった。中世の城館，砦址については，これまで行なった，昭和３６年度の埋蔵文化財包蔵地調査，昭和４３年～４６年度の地域別遺跡分布調査によっても，かなり把握されているが，なお不充分な地域もあり，全県下について開発事業集中地域を中心に，現地踏査による位置確認，見取図の作成，コンパス等による主要城館址の略測，古文献，古図，地籍図等の資料調査の結果などをもとに，地名表の作成，城跡台帳の作成を行なった。調査は県教育委員会が委嘱した中世城跡調査員を中心にすすめた。この調査の結果はこれまで行なってきた県下の開発集中地域別の遺跡分布調査の

結果ともあわせ，保護対策のための基礎的資料として活用されるものである。昭和５０年度も，さらに調査の補充と，報告書の作成を行なう計画である。

〔昭和４９年度調査組織表〕

		氏名	所属	備考
指導委員		樋田清砂	橋南中学校校長	県文化財専門委員
		森田利吉		〃
調査員	北勢	西羽晃	会社役員	桑名好古会幹事
		田中安一		三重郷土会々員
		駒田利治		(旧)県文化財調査員
		岡田集平	神前小学校校長	関町史編算委員
	中勢	河合良成	津市教委	(旧)県文化財調査員
		和田勉	橋南中教諭	津市文化財調査委員
		西口嘉雄	南郊中教諭	
		野田精一		
		岡田文雄	香海中教諭	久居市文化財調査委員
	松阪	山田勘蔵	本居記念館館長	松阪市文化財調査委員
		中村憲一	県博物館	〃
		伊藤勇三郎	大台町教委	
	南志	岡田登		
		上村芳夫		(旧)南島町文化財調査委員
	上野	中川甫	団体職員	
		森前稔		
		辻英郎	古山小学校教諭	
		岡森明彦		日本城郭研究協会
		福井建二	公社員	〃
		北川乾一	団体役員	大山田村文化財調査委員
	尾鷲	伊藤良	法人役員	(元)市史編纂委員
		湊章治	長島高校教諭	
	熊野	前千雄	熊野市役所	
		平八洲史		熊野市文化財専門委員長
調査協力		各教育事務所，各市町村教育委員会，三重大学歴史研究会，皇学館大学考古学研究会，三重県文化財調査員		

〔市町村別城館址件数〕

市町村	台帳分	新発見
藤原	8	1
北勢	9	0
大安	2	2
員弁	7	0
東員	4	(1) 1
多度	6	1
桑名	19	(1) 8
長島	0	8
木曾岬	0	1
菰野	9	(3) 3
朝日	4	0
四日市	20	(7) 7
川越	0	0
楠	0	(1) 1
鈴鹿	20	(12) 13
亀山	4	(17) 24
関	1	(3) 10
計	113	(45) 80
松阪	8	(10) 13
飯高	0	(6) 10
飯南	0	3
宮川	0	(8) 8
大台	1	(1) 2
勢和	2	(1) 1
多気	5	(3) 3
明和	3	(6) 6
計	19	(35) 46
紀伊長島	1	1
海山	1	2
尾鷲	2	9
計	4	12

市町村	台帳分	新発見
河芸	2	2
芸濃	0	10
安濃	8	0
美里	4	2
津	10	(1) 7
久居	2	7
白山	1	(10) 10
香良洲	1	0
三雲	3	0
一志	0	(2) 5
嬉野	5	6
美杉	1	(3) 6
計	37	(16) 55
伊勢	0	(1) 1
玉城	3	2
小俣	0	0
御薗	0	0
二見	0	(2) 2
度会	1	7
南勢	8	11
大宮	0	(3) 3
南島	0	(3) 3
紀勢	0	(1) 1
大内山	1	0
鳥羽	0	17
磯部	1	7
阿児	0	8
大王	0	4
志摩	0	4
浜島	0	2
計	14	(10) 72

市町村	台帳分	新発見	市町村	台帳分	新発見
熊野	0	34	島ケ原	1	0
紀和	0	5	阿山	18	0
御浜	0	8	伊賀	81	2
紀宝	0	5	大山田	33	35
鵜殿	0	2	上野	60	144
	0		青山	35	0
			名張	33	6
計	0	54	計	261	187

台帳分は三重県遺跡台帳の既登載分

新発見の(　　)は未確認内数。

Ⅱ　土地利用と埋蔵文化財

遺跡，古墳，城跡等の埋蔵文化財は，単体として独立しているものではなく，周囲の自然と一体となって，歴史的，文化的な環境を形づくっている。こうした環境は一度，改変すれば再生できないものでもある。その保存と活用も土地利用の一つであるし，反面，適正な土地利用が強く要請されることにもなる。

1.　ゴルフ場等大型レジャー施設計画と埋蔵文化財

広大な新しい土地利用に，ゴルフ場，遊園地，レジャー施設，観光施設等があり，これらの事業計画については「ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱」（昭和４８年４月１日施行）により，一定の審査基準にもとづく立地審査が行なわれる。文化財の保護についても，こまかく規定している。協議は，事前協議→設計協議と順次すすめられ，文化財の保護については，まず開発区域内の遺跡分布調査の実施を事業者の責務とし，確認された文化財については，全て現状保存もしくは整備保存することを要請し，実現している。

本年度は墓地公園計画も含めて８件で，昨年度の４３件に比べ激減した。

2.　宅地開発事業と埋蔵文化財

「三重県宅地開発事業の基準に関する条例」や「都市計画法」等の規定による事前協議・協議書・書類による確認が，文化財保護についても行なわれるようになってから，かなり経つ。それによって，遺跡の保護強化が一段と飛躍できたこうは言うまでもない。しかし文化財保護措置についての具体的な指導方針が確立していなかった。そこで，本年度はとくに各教育事務所毎に文化財保護連絡会を開催するとともに，つぎの事項について指導の徹底をはかることとした。

1.　遺跡地図・台帳との照合について
2.　分布調査について
3.　遺跡発見届の提出について
4.　試掘調査の実施方法について
5.　保護した文化財の管理について

開発計画区域内保存遺跡

遺跡名	所在地	事業名	保存方法
北野中遺跡	員弁町上笠田	住友金属鉱山KK・工場	緑地
上僧仏古墳	亀山市川崎町	市開発公社・工場用地造成	〃
上井生古墳	一志町上井生	東京レジャー・ゴルフ場	現状保存
西野々広古墳群(10基)	松阪市下村町	三交都市開発KK・ゴルフ場	〃
美濃田遺跡	〃 美濃田町	県営圃場整備事業・畑寄せ	〃
坂倉遺跡	多気町東池上	〃	県史跡・公有化
矢塚古墳群(全18基)	玉城町宮古	広瀬精工KK・工場用地	現状保存
経塚古墳	伊勢市西豊浜町	市営住宅	公園整備
桐垣遺跡	大王町船越	県環境部・国立公園整備	現状保存
畑尻遺跡	浜島町大崎	富士カントリー・分譲別荘	〃
からすぎ遺跡	〃	〃	〃
からすぎ1号墳	〃	〃	〃
〃 2号墳	〃	〃	〃
又木谷古墳	阿山町波敷野	団体営畜産経営環境整備事業	〃
すくも塚1号墳	甲賀町上柘植	県環境部・東海自然歩道整備	〃
〃 2号墳	〃	〃	〃

3、農業基盤整備事業と埋蔵文化財

県農林水産部による県営圃場整備事業について，年度当初に事業地区が決定されるとそれぞれの地区内の埋蔵文化財の有無・現状等の照会がある。それに基づいて各教育事務所が主体となって県文化財調査員による遺跡分布調査を実施している。県文化財調査員の報告を教育事務所毎に集約し，その結果を所管課の農林水産部耕地課に回答し，地区内に発見確認された埋蔵文化財の取り扱いについて，県農林水産部耕地課および各耕地事務所と，地区除外による保存の可否・遺跡範囲確認のための試掘調査の実施方法時期などを協議した。

遺跡範囲確認調査については，各教育事務所及び耕地事務所を主体とし，各調査員が担当者となって昭和４９年１０月～翌年にかけて関係市町村教育委員

会，地元の土地改良区の協力を得て実施した。調査箇所は，排水路および道路部分・削平度の深い箇所，畑地部分などで，出土遺物の有無，遺構の有無等を確め，再度この結果をもとに関係機関にて協議し，工事計画の変更・本調査の要・不要とその範囲などを協議した。

本調査については，遺跡全体を調査するのではなく，排水路・道路部分および削平される部分についてのみ行なった。調査主体は，市町村教育委員会教育長を代表者とする関係市町村遺跡調査会とし，技術的な面で県文化課職員が適宜指導助言にあたった。

なお，遺跡範囲確認調査および本調査に要する調査費等は県農林水産部の負担によっている。

教育事務所	耕地事務所	事業地区	面積(ha)	調査員	遺跡概況	備考
北勢	桑名	多度	53	伊東春夫	――	
	四日市	菰野	40	片岡雅章	――	
		県	26	森 逸郎	北野1. 岡山1. 江村1.	
		鈴鹿	43	大場範久	上箕田1.	
		鈴鹿第2期	49	保条 馨	――	
		亀山北部	11	谿花千人	1.	地区除外
中勢	津	安濃川左岸	30	浅生悦生	日余1. 太田1.	1件本調査予定
		安濃川右岸	25	〃	曽根1.	
		三雲南部	29	岩田直衛	美濃田1.	畑よせ保存
		嬉野	41.4	〃	――	
		天白	21	〃	――	
松阪	松阪	下御糸	10.3	青木 進	内座1.	
		多気	25	奥 義次	東池上2. 西池上1. 池上橋1. 地頭領1.	
南勢志摩	伊勢	御薗	26	西村忠之	高向1. 長屋1.（48年度と同じ）	
		玉城第2期	23.4	中西 健	里内1. 殿上1. 山岡2.	山岡1. 本調査
		外城田	22	奥 義次	山神5. 矢野2. 積良北3.	
上野	上野	上野西部	36	中森英夫	太田塚古墳1. 長野古墳3.	事業繰のべ
		大山田	32	松山謙治	畑村1. 古墳1.	
		友田第2	13.2	森川桜男 岡本武和	――	
		名張北部	18.4	水口昌也	中村2. 寺院址1.	
		上野南部	14	森川桜男 中森英夫	使師塚古墳1.	

Ⅲ　埋蔵文化財保護態勢の強化

埋蔵文化財の保護行政は，文化課が所管し，文化財係において担当し，各教育事務所では，教育課が担当している。文化財係においては，埋蔵文化財担当として，本年度は新に研究主事１名，学芸員１名（博物館兼務）が増配置され，主事３名，技師４名（内２名は博物館兼務）で，計９名で従事することとなった。また，市町村においても態勢強化がつとめられているが，新に上野市では１０月以降専任担当者１名が配置された。

1.　文化財保護連絡会

開発事業にかかる埋蔵文化財の取り扱いについては，昭和４８年７月１０日付　教文第３５３号で，三重県教育委員会教育長が，市町村長ならびに各市町村教育委員会教育長に通知した。これは開発関係機関との連絡強化，事前協議の徹底を趣旨としているが，さらにその徹底をはかるため，５月から７月の間に，各教育事務所が主催しておこなった。

出席者は，県庁各部の出先機関である農業，林業，耕地，土木の各事務所，各市町村開発企画関係課，各市町村教育委員会文化財担当者とし，協議内容は，事前協議の徹底，現状変更計画の処置，開発事業地内の文化財の確認方法，遺跡地図の活用などを中心に，意見交換し，保護への協力を要請した。

2.　三市埋蔵文化財担当者連絡会

文化課文化財係埋蔵文化財担当では毎月１回定期的に「埋文会議」をもち，開発事業との調整方法の検討，調査実施計画の立案等を行なっているが，さらに津市，鳥羽市，上野市の専任担当とも隔月に定期連絡会を開き，各市の実状と対策について意見交流している。

3.　文化財パトロール

発足２年目の昭和４９年度の文化財パトロールは，国庫補助事業となるとともに，各教育事務所が執行した。この活動を通じて，行政的には埋蔵文化財の保護態勢の一段の強化をめざした。阿山町の又木谷古墳は，畜産経営環境整備事業地内に所在していた古墳であるが，工事着手寸前にパトロールによって発

見され，その報告をうけた上野教育事務所が中心になり，保護策を協議し，現状保存されることになった。亀山市上蔵仏遺跡，二見町荘遺跡なども，現在保護措置を協議しているが，いずれもパトロール中に発見された遺跡である。

文化財パトロールで委嘱した調査員はそれぞれの地区での文化財調査の中心的役割を果たし，中世城館跡の調査や民間企業の開発事業の事前調査にと要請された。そのため，調査の内容も広く，遺跡分布調査，試掘調査はおろか時には発掘調査にも及ぶこともあり，調査員の負担過重や，調査技術的な問題が云々された場合も数少なくない。

また，津市教育委員会では昭和４７年度から，四日市市教育委員会では，昭和４９年度１０月以降から，それぞれ独自に文化財パトロールを実施している。

〔文化財パトロール件数〕

種別	重要文化財 建造物		史跡		名勝		天然記念物		埋蔵文化財	
対象件数	件 144(324)		件 21(81)		件 33(11)		件 23(98)		件 6,443	
月別 内容	巡視件数	要処理件数	巡視件数	要処理件数	巡視件数	要処理件数	巡視件数	要処理件数	巡視件数	要処理件数
4月									4	
5月									21	3
6月	8	1							109	15
7月			2	2			1	1	47	2
8月			2	1					89	4
9月	1	1					1		26	2
10月	1								30	1
11月									47	
12月									108	4
1月			2						60	2
2月									31	2
3月									4	2
合計	10	1	6	3			2	1	576	35

対象件数（　）は，国県指定物件合計

三重県文化財パトロール実施要項

1. 趣　　旨

近年の急激な開発の中で敏速かつ的確に文化財の状況を把握し適切な処置を講じ，文化財保護の万全を期する。

2. 調査内容

調査は各地区に所在する記念物・埋蔵文化財を主とし，必要に応じて，その他の文化財の現状・管理及び環境保全の状況等について行なう。

3. 調査期間

昭和４９年４月１日～昭和５０年３月３１日

4. 調 査 員

別紙のとおり

5. 事業の実施について

(1) 事業は各教育事務所が執行するものとし，各教育事務所長は，実施計画書（様式１）を２期にわけて三重県教育委員会教育長に提出する。

(2) 文化財パトロールは，三重県教育委員会が委嘱した文化財調査員が，前項実施計画書に基づき実施する。

(3) 文化財調査員は，文化財パトロール実施報告書（様式２）を毎月末までに各教育事務所長に提出し，各教育事務所長は，とりまとめて翌月１０日までに文化課長に提出する。

なお，緊急事態は，電話その他の方法により，すみやかに，関係教育事務所に報告する。

(4) 文化課長は，前項の事情により，早急に文化財パトロールカーを出動させ，文化財の保護対策を講じる。

(6) 事業の執行にかかる経費は，２期にわけて予算を令達する。各教育事務所長は，全事業終了後すみやかに実績報告書（様式３）を三重県教育委員会教育長に提出する。

(7) その他必要な事項は，そのつど指示する。

様　式　1.　（Ｂ５判）

文化財パトロール実施計画書

昭和　　年　　月　　日
～　　月　　日

教育事務所名

月・日	調査員名	パトロール地区	パトロール内容	備考

様　式　2.

文化財パトロール実施報告書

経由	昭和　　年　　月　　日 教育事務所		所長印	
文化財パトロール地区				
調査年月日				
調査員				
報告事項	文化財の名称	所在地	調査事項	
			※　裏面に，問題箇所見取図・略図・写真等記入のこと。	
備考				

様　式　3.

昭和４９年度　**文化財パトロール事業実績報告**

昭和　年　月　日付け　第　　号で事業執行の通知のあった文化財パトロールの実施について，下記のとおり報告します。

記

1.　文化財パトロールの実績

月　日	調　査　員	パトロール地区	備　　考

2.　支出明細

項　目	令　達　額	支　出　額	内　　訳
			※ 旅費の内訳については行先回数を明記すること。

〔昭和49年度地区別調査員〕

地区		調査員	所属	住所
北勢教育事務所	員弁	松本覚	藤原中	
		田中欣治	三重短大	
		太田元二郎	成徳中	
	桑名	伊東春夫	桑名高	
		伊藤信夫	四日市高	
	三重	片岡雅章	四日市南高	
	四日市	安田日出磨	常盤中	
		森逸郎	三重小	
	鈴鹿	大場範久	神戸高	
		保条馨	白鳥中	
	亀山	谿花千人	平田野中	
		生駒勝	津女子高	
中勢教育事務所	津	倉田直純	塩浜中	
	安芸	下井彰	草生小	
	久居	浅生悦生	芸濃中	
		岩田直衛	津西高	
	一志	稲生進一	白山中	
松阪教育事務所	松阪	世古且守	大河内小	
	多気	奥義次	松商高	
	飯南	青木進	明星小	
		榎本義譲	波瀬小	
南勢志摩教育事務所	伊勢	西村忠之	厚生中	
		大西素行	二見小	
	度会	中西健	内城田中	
		中世古祥道	五ケ所中	
	鳥羽	村上喜雄	坂手小	
		川添昭博	鏡浦中	
	志摩	伊藤保	水産業	
		山下雅春	志島小	

地区		調査員	所属	住所
上野教育事務所	上野	森川桜男	自営	
	名張	中森英夫	府中中	
	名賀	水口昌也	矢生中	
	阿山	松山謙治	大山田中	
		岡本武和	阿山中	
尾鷲	紀北	嶋正史	自営	
熊野教育事務所	紀南	中森成行	神上小	
		長谷川博	小阪小	
		松岡均	荒坂中	
県全体		38名	小中学校 高等学校 その他	27名 7名 4名

4. 埋蔵文化財調査技術者養成

各種開発事業の進展にともない，緊急調査の増大は，迅速な措置が要請されるとともに，調査態勢の不備が大きな問題となっている。調査担当者の研修としては，これまで，平城宮跡発掘調査部をはじめ，多賀城跡調査研究所，朝倉氏遺跡調査研究所，太宰府跡調査事務所など，県外の研究機関に派遣して行なってきたが，本年度はさらに三重県教育委員会が調査主体となって実施している津市納所遺跡において現場研修会を開催した。

(1) 県外派遣研修

8月1日～8月20日まで，福井県福井市足羽町・朝倉氏遺跡調査研究所に依頼した。

研修者　川添昭博（鳥羽市立鏡浦中学校教諭）
　　長谷川博（熊野市立小阪小学校教諭）

内　容

1. トラバース測量と平板測量　南陽寺庭園のトラバース測量と平板実測

2. 遺構検出実習――中の御殿の館跡の検出と土塁の検出，及び地区杭の設定の実習

3. 遺跡実測の実測――武家屋敷跡の遺構実測

4. 土器，瓦の実測の実習――窯跡出土の須恵器，ソンボ遺跡出土の土師器，中の御殿出土の鬼瓦の実測

5. 講義――(1) 朝倉氏の歴史について
(2) 朝倉氏遺跡の保存について
(3) 福井県の古式土師器について

6. 一乗谷全域の踏査

7. 糞置庄遺跡，太田山古墳群の発掘調査現場見学

(2) 県内研修会

津市納所遺跡において，市町教育委員会文化財担当者，小中高校の社会科担当教員１０名が参加した。結果については，昭和４９年８月１９日付，教文第３６２号で，各教育事務所長と，関係各市町村教育委員会教育長宛に「埋蔵文化財調査技術者研修会の結果について」により，研修者の所感文とともに通知した。

〔研修参加者〕

氏名	所属	氏名	所属
高田義幸	鈴鹿市教育委員会	萱室康光	津市教育委員会
津田隆	明和町教育委員会	伊藤勇三郎	大台町教育委員会
高見宣雄	桃取小学校	松山謙治	大山田中学校
中森英夫	府中中学校	辻英郎	古山小学校
湊章治	長島高校	松岡均	荒坂中学校

昭和４９年度埋蔵文化財調査技術者研修会開催要項

1. 趣旨

この数年来，各種の開発事業が，埋蔵文化財の保護に重大な影響をもたらしていることは，周知のことであり，保護態勢の強化が急務となっている。そのため，開発事業にかかる埋蔵文化財の発掘調査および保存に関する専門

的知識と調査技術の習得をはかる。

2. 主　　催

三重県教育委員会

3. 期　　間

昭和４９年８月５日～８月１２日（ただし期間中は合宿を原則とする）

4. 場　　所

津市納所町　納所遺跡

5. 参加人員

１０名

6. 参加資格及び条件

(1)三重県文化財調査員　(2)市町村教育委員会の文化財担当者　(3)(1)(2)に準ずるもので，市町教育委員会の推せんによる者，ただし，満年令１８才以上で，４０才未満であることを原則とする。

7. 参加手続

別紙申し込み書による。ただし教育委員会職員，ならびに学校職員は，所属長の承諾書を添えて，県教育委員会文化課へ申し込むこと。参加申込者が定員より超過した場合は，文化課において，書類審査し決定する。決定通知は，津市納所遺跡発掘調査協力員として，本人に送付する。

8. 参加申込期日

昭和４９年７月１５日

9. 講　　師

三重大学教授服部貞蔵　飛鳥資料館佐原真　文化課係員　県外埋蔵文化財発掘技術者研修受講者

10. 研修内容　　（別記）

11. そ の 他　　（省略）

〔研　修　内　容〕

	内容			備考
	時間	研修内容	講師名	
8月5日 (月)	8：50 9：00 9：10 10：00 13：00 15：00	受付 開講式　文化課長 文化財の保護と活用 三重県の古代史について 三重県の弥生式文化について 納所遺跡について	文化課　市川　近方 三重大学教授　服部　貞蔵 文化課　谷本　鋭次 〃　伊藤　久嗣	
8月6日 (火)	8：30 9：30 10：00 10:30 ～17:00	発掘調査計画の立案 調査地区設定の方法 遺物包含層の調査 発掘実習	文化課　小玉　道明 〃　吉村　利男 〃　吉水　康夫 〃　〃	納所遺跡H地区
8月7日 (水)	8：30 10:30 ～17:00	遺構，遺物の観察と調査記録のとり方 発掘実習	文化課　山沢　義貴 文化課　伊藤　久嗣	
8月8日 (木)	8：30 ～17:00	発掘実習 遺り方設定（トランシット，レベルの操作）	文化課　伊藤　久嗣 〃　山沢　義貴	
8月9日 (金)	8：30 14：00 16:00 ～17:00	遺跡分布調査実習 遺物実測，拓本実習 発掘実習	文化課　下村登良男 〃　伊藤　克幸 〃　伊藤　久嗣	安濃川左岸
8月10日 (土)	8：30 10：00 ～17:00	遺構実測 弥生式文化研究の現段階 発掘実習	文化課　谷本　鋭次 飛鳥資料館　佐原　真	一般公開
8月11日 (日)	8：30 ～17:00	遺構実測 発掘実習	文化課　谷本　鋭次	
8月12日 (月)	8：30 117:0	報告書の作成方法，発掘資料の整理 閉講式　文化課長	〃　〃	

(注) 宿舎においては研究討議（県外発掘技術者研修受講者を中心に）ならびに発掘調査の検討を行なう。

Ⅳ 緊 急 調 査 の 現 状

開発事業計画との事前協議にともなって，開発計画地の遺跡分布調査，遺跡範囲確認のための試掘調査，事前発掘調査が行なわれている。

1. 開発計画区域遺跡分布調査

開発計画にともなう文化財保護は，まず，その計画区域の遺跡の所在の確認が必要である。そのためには，遺跡地図，遺跡台帳との照合だけでなく，常に現地踏査によるものでなければならない。いかなる開発計画も，十分な遺跡分布調査が行なわれていない場合，大巾な計画変更を要することにもなる。とくに，

ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱
大規模土地取引に関する事前指導要綱綱
三重県宅地開発事業の基準に関する条例
三重県土砂採取条例
都市計画法

等による事前協議，事前確認に際しては，開発区域内の遺跡分布調査の実施を事業者の責務とし，その徹底につとめている。現地踏査は，県文化財調査員もしくはこれに準ずる者によるものとしているが，調査にあたる者の負担過重の解消が大きな課題となっている。

また，道路計画，県営圃場整備事業区域の遺跡分布調査は，県，市，市町村教育委員会において，県文化財調査員等の協力を得て行なっている。しかしこうした公共事業の計画と実施は，県営圃場整備事業以外は，事前の連絡も不十分で，工事途上で判明する場合も多く，問題となっている。

2. 緊急発掘調査

遺跡，古墳等の発掘調査には，一定のテーマにもとづき，研究を主とした発掘調査と，工事計画上，現状保存の困難となった場合に行なわれる事前の発掘調査がある。この事前発掘調査のうち調査主体は，関係市町村教育委員会あるいは市町村遺跡調査会によるが，現場発掘作業，報告書作成を文化課係員が担当したもの（※）も多く，市町村の調査態勢の確立がせまられている。

北野中遺跡（員弁郡員弁町上笠田）

事 業 名　　住友金属鉱業㈱・工場造成

調査主体　　員弁町教育委員会

調査期間　　昭和４９年７月

概　要　　員弁川の支流山田川の東岸で標高約９８ｍの台地上に所在する縄文～弥生時代の遺跡である。調査の結果，土器片少量と石匙１個が出土し，遺構らしきものは確認できなかったが，これは，遺跡の中心部が事業地外となっていたためであろう。

丸岡遺跡（四日市市西村町字丸岡）

事 業 名　　三重県住宅供給公社・保々団地

調査主体　　四日市市教育委員会

調査期間　　昭和４９年１１月

概　要　　朝明川北岸の標高６４ｍの台地上の古代集落址。すでに昭和４５年に範囲確認のための試掘調査が行なわれ，東西４００ｍ，南北１００ｍの広大なものであることが知られているが，今回は，団地内の幹線道路予定地についての試掘調査で，前回には判明していなかった北部にあたり，奈良時代前後の掘立柱建物址２棟，近世の火葬穴２基が発見された。遺物は，土師器，須恵器片などが出土している。

北山遺跡（四日市市大鐘町）

事 業 名　　明和興産㈱・土地造成

調査主体　　四日市市教育委員会

調査期間　　昭和５０年３月

概　要　　朝明川北岸の標高６０ｍの台地上の古代集落址。昨年１月，野火防止のため事業者がブルドーザーによって表土を削平し，その無謀な行為が問題になったところである。遺物散布範囲は東西約３００ｍ，南北約６００ｍの広大な面積で，遺物散布密度の高い所では，１ケ所４ｍ×４ｍの試掘壙を２０ｍ間隔に，その他の所は４０ｍ間隔で設定し，遺構と遺物の検出を行った。その結果，７世紀後半代の竪穴住居址，掘立柱建物址，土壙などとともに，土師器，須恵器が多数発見された。

八幡塚古墳（四日市市小古曽町字五百山）

事 業 名　　土取
調査主体　　四日市市教育委員会
調査期間　　昭和４９年７月～９月
概　要　　内部川南岸の標高５０ｍの台地北縁部の円墳。径約４０ｍ，高さ５ｍで，墳麓に円筒埴輪と，葺石をめぐらす。墳頂部はすでに巾2.5ｍ，深さ２ｍ，長さ１１ｍほどにわたって掘りあばかれ，主体部も１部がのこっていたにすぎない。主体部は割竹形木棺２基で，それぞれ全面に多量の朱がみられた。内一つは両端だけを粘土で固め，北端に鉄斧２，土師器高杯を副葬していた。木棺の形状，円筒埴輪の形から５世紀後半に築造されたものであることが判明。

東の岡遺跡（鈴鹿市高岡町字東の岡）

事 業 名　　土取り
調査主体　　鈴鹿市文化財調査会
調査期間　　昭和４９年８月
概　要　　当地一帯は，土地改良事業に先だち，丘陵部の土取の盛んな所である。東の岡は，周知の遺跡散布地であるが，すでに一部で土取がされ，包含層の露出地を発見，ただちに南面する半島状の台地の側面，山林約５００㎡の調査を実施。

稲生東遺跡（鈴鹿市稲生町字中村河内浦）※

事 業 名　　北村組・団地造成
調査主体　　鈴鹿市教育委員会
調査期間　　昭和５０年３月
概　要　　稲生の西側の丘陵が東へ向ってゆるやかな傾斜をなしている東端部の低地（標高８ｍ）上に存在する遺跡で字中村と字河内浦の２ケ所にある。
道路部分と宅地の一部分の調査の結果，中村地区では，掘立柱建物址２，竪穴式住居址２を検出，時期は古墳時代から平安時代に比定される各種土器片が出土。河内浦地区では以前の耕地整理などにより地層がかく乱されていて遺構の残存度がわるい。時期は鎌倉時代以降の土器片が出土。この地区は明治以前に集落があったが，明治になり移転させられたと地元の人々は云っている。

金井場窯址（鈴鹿市徳居町字金井場）

事 業 名　　鶏舎建築（個人）

調査主体　　鈴鹿市文化財調査会

調査期間　　昭和５０年２月～３月

概　要　　この窯址は，鶏舎建築に先だつ，造成時に確認された古墳時代のもので，通報を受けた時点では，すでに本体は削られており，灰原，焚口が調査の対象となった。

谷山古墳（亀山市井田川町）

事 業 名　　建設省名阪国道工事事務所・国道１号線改良

調査主体　　三重県教育委員会

調査期間　　昭和４９年１０月

概　要　　６月の試掘により，中世墓址と推定され，トレンチを設定し発掘調査を始めたところ，開始早々に表土直下から須恵器杯一組がセットとなり検出された。そこで，小規模な古墳と判明したため，調査は中止し，改めて古墳としての調査を５０年度に実施する予定である。

地蔵僧遺跡（亀山市川崎町字地蔵僧）

事 業 名　　市開発公社・工場用地造成

調査主体　　亀山市教育委員会

調査期間　　昭和４９年１２月

概　要　　御幣川左岸の河岸段丘上１００ｍ×２００ｍの広範囲におよぶ遺跡試掘設定箇所１８ケ所の調査の結果，弥生時代後期から古墳時代前期の土器片が表土下２０㎝～１００㎝の黒色土中より出土，それに伴い地山（砂礫層）上に住居址か溝址か不明であるが多数の落ち込みを確認した。遺跡北側の山林中には円墳２基が存在するがこの附近まで遺跡が広がっているようである。

平田Ａ５号墳（安濃村妙法寺）※

事 業 名　　菱水興業㈱　団地造成

調査主体　　安濃村教育委員会

調査期間　　昭和４９年８月～１０月

概　要　　長谷山から北東に派生する尾根上に位置し，長谷山古墳群の一角に築かれた小古墳群の盟主的なもので式内社大市神社の裏手にあたる。直径約

１８ m，高さ約2.5 mの円墳で，北東に開口する約４ mの間隔で並列した二基の横穴式石室を検出した。第１石室は大型で，須恵器・刀子・鉄鏃のほか多数の小玉が出土した。第２石室は小型で，須恵器・鉄鏃のほか腐朽した人骨が１体遺存していた。両石室とも羨道部に階段状施設があり南鮮系石室との類似が指摘できる。両石室ともに築造時期を６世紀後半と考えられよう。

納所遺跡（津市納所町）

事 業 名　　県道雲林院・津線バイパス

調査主体　　三重県教育委員会

調査期間　　昭和４９年４月～昭和５０年３月

概　要　　安濃川左岸一帯の低地遺跡で，弥生時代前期・中期と古墳時代以降の複合遺跡である。弥生時代前期の遺構は，溝３・落込み３があり，溝の最下層で少量の晩期縄文土器が弥生土器と共存するほか，落込みのうち杭列をともなう個所があり水田の可能性もある。

中期では竪穴住居址６（円形１・方形５）・方形周溝墓５・土壙墓１８・溝１４以上のほか多数の土壙・ピットがあり，とくに中期後半（第Ⅳ様式）には，方形周溝墓と土壙墓が地域を異にして分布していることを確認した。古墳時代以降では溝６以上，掘立柱建物１・土壙・ピットがあり，溝からは多数の建築部材が出土した。遺物はきわめて多量で，弥生時代各期の土器・石器・木器・銅鏃・骨角器・炭化米・種子・獣骨・貝殻・昆虫があり，前期の注口土器と中期のパイプ型容器，前期の琴状木製遺物，たて櫛や，鍬・鋤・石斧の柄各種・杵・弓など木器も多様である。古墳時代以降では古式土師器・須恵器・山茶碗・瓦のほか建築部材・種子・昆虫・鉄鎌などがあり，とくに土師器は弥生後期との関連を探る上で好資料である。

中鳶遺跡（津市大里窪田町字中鳶）

事 業 名　　大里小学校体育館建設

調査主体　　津市教育委員会

調査期間　　昭和４９年１１月

概　要　　志登茂川北岸の台地上の弥生時代後期から鎌倉時代の遺跡。約２万 m^2の範囲が推定され，大部分が大里小学校と幼稚園敷地となっている。今回の調査は，体育館建設用地約９３０ m^2についての試掘調査。遺構として明確なものはなく，落ち込みにとどまる。遺物は古墳時代前期から平安時代にわ

たる土器で，緑釉陶器片も出土している。

平生遺跡（一志郡嬉野町平生）※

事 業 名　　カネマルKK・団地造成

事業主体　　嬉野町教育委員会

調査期間　　昭和４９年７～８月

概　要　　昭和４８年５月以降，分布調査・試掘調査そして取り扱いをめぐる協議が重ねられてきた遺跡である。遺跡の所在地は近鉄大阪線沿いの低台地であり，古代における交通の要所とも言える位置にある。

発掘調査の結果，奈良時代掘立柱倉庫址・土壙，井戸址，平安時代掘立柱建物址８，井戸址６，土壙，溝址などが発見された。とりわけ平安時代の掘立柱建物址は向きを同じにしており，それらをとりまいて柵列が認められることから，一般の集落ではないようである。

出土遺物は，須恵器・土師器，山茶碗の他に緑釉椀，灰釉椀，青磁椀が見られる。

和遅野遺跡（一志郡白山町二本木）

事 業 名　　大喜観光KK・団地造成

事業主体　　白山町教育委員会

調査期間　　昭和４９年８月

概　要　　「一志郡史」などでも報告されている有名な遺跡である。雲出川とその支流で大村川に挟まれた台地に広がる広大な遺跡で，各時代の遺物がかなり多く散布する。

その遺跡の東南部に団地造成が計画され，「宅地開発条例」の確認の前に試掘調査を実施し，遺構の様相を調査した。その結果，遺構は特に団地造成計画地の南縁部に集中しており，一部（１０００㎡）は公園緑地として保存し，道路予定地約３００㎡については発掘調査されることとなった。

調査は夏休みを利用して行われ，弥生時代中期の住居址３，土壙等が発見され，広大な本遺跡の中でも弥生時代中期の遺構が集中する箇所であることがわかった。

立野１５号墳（松阪市立野町）

事 業 名　　松阪市水道局・給水タンク

調査主体　　松阪市教育委員会
調査期間　　昭和４９年８月
概　要　　中世の遺構により，墳丘の４分の３が削平され，残る４分の１を調査。主体部は残存せず，浅い周溝が確認され，その周溝を削平部分でも追求した結果，径１８ｍ，高さ1.５ｍの円墳であることが判明した。遺物として須恵器（杯・壺・甕）・土師器（甕）が周溝から集中して出土した。いずれも破片である。古墳の営造時期は，須恵器の形態・手法より見て，６世紀後半と推定される。

なお，中世遺構は，南北２５ｍ，東西３０ｍのほゞ方形をなす土居を伴なうもので，１５号墳の４分の３と１６号墳の一部を削って造られている。馬場跡としての伝承をもつが，立野城址の前哨基地としての可能性もある。貯水槽の工事に伴なって，土居内の平坦部分を試掘したが，遺構は確認されなかった。遺物として，鍔付鍋片（土師器）が１５号墳調査の際出土した。土居は二方が工事により破壊されたが，南・西側は現状のまゝ残る。

森出７号墳（多気郡多気町大字森出）※

事 業 名　　団体営圃場整備事業
調査主体　　多気町教育委員会
調査期間　　昭和４９年７月
概　要　　多気町東部の低丘陵地に位置する。調査の結果，墳型は四辺に周溝をめぐらす東西１１ｍ，南北１２ｍの方墳。頂部は削平され，高さは南からみて1.５ｍ，北側からは９０㎝。主体部は南北に主軸をとる長楕円形の掘方をもつ木棺直葬。木棺痕跡は長さ4.３ｍ，巾６５㎝で断面は半円形をなし，南に傾斜する。副葬品は棺の北端に須恵器高杯１個，台付長頸壺２個のみである。造営年代は７世紀後半におかれる。

河田古墳群（多気郡多気町大字河田）※

事 業 名　　松阪砂利・土取り
調査主体　　多気町教育委員会
調査期間　　昭和４９年５月，７月～１１月
概　要　　本古墳群は櫛田川下流域の丘陵上に展開する大群集墳である。今年度の調査は，昨年発掘したＡ群に南接する丘陵で，当初４基の発掘予定であったが，調査の進展にともに新発見のものを含めて１６基の発掘をおこなっ

た。造営時期は6世紀中葉から7世紀前半にわたる。

(昭49)号墳	規模(m) 径	規模(m) 高	内部主体	副葬品 須恵器	副葬品 土師器	副葬品 鉄器	副葬品 金環	副葬品 玉類	副葬品 紡輪	備考
1(円)	18.0	0.5	木棺 A	43	2	1	2	10	2	人歯 3
			B	9	1					
2(〃)	12.0	—	木棺 A	17		4		2		
			B	44	2	7				
3(〃)	10.0	0.9	木棺 A	12				6		
			B	8	3	6				人歯 3
4(〃)	—	—	木棺	24		1		20		
5(〃)	14.0	0.8	横穴式石室	19	2					中世土器多数
6(〃)	21.0	3.8	木棺 A	27	10	6	4		2	
			B	10				14		
			C	18	1	5	2	50	1	
			小石室	5	1	1				
7(〃)	—	—	木棺			1				
8(方)	20.0	1.2	〃	6	1	19				
9(円)	7.0	—	〃	2						
10(〃)	15.0	0.5	木棺	15	1	1				
			小石室							
12(—)	—	—	横穴式石室	4	1					工事中発見
13(—)	—	—	〃							〃
14(円)	—	—	〃	20	10	2	2			
15(〃)	—	—	—	1	3					
16(〃)	—	—	木棺 A	18	2	1	1	5		
			B	4	2					

(古墳の名称は昭和49年度調査分の整理番号)

坂倉遺跡（多気郡多気町大字東池上）※

事 業 名　　県営圃場整備事業

調査主体　　坂倉遺跡発掘調査団

調査期間　　昭和４９年５月，６月

概　要　　櫛田川東岸の沖積平野に接する低台地先端の遺跡。Ａ地区１４００㎡，Ｂ地区４００㎡，計１８００㎡を発掘した。検出した遺構は，Ａ地区では縄文早期の押型文土器をともなう炉跡１６，土壙６，鎌倉時代のものは，溝，各種土壙，掘立柱建物，井戸等である。Ｂ地区では縄文早期の押型文土器をともなう大きな落込み，鎌倉・室町時代の土壙，柱穴，石組，等である。

発掘調査中，低台地上に営まれた縄文早期の集落跡の重要性が，各方面から叫ばれ，地元の全面的協力をえて，多気町により，公有地化され，その後県史跡に指定された。

弥起井悪水の東・佐原緑町遺跡（大台町）

事 業 名　　県道改良工事

調査主体　　大台町遺跡調査会

調査期間　　昭和４９年６月

概　要　　宮川北岸の河岸段丘上標高９０ｍ～１００ｍにあり，先土器～歴史時代の遺物散布地。試掘調査の結果，遺物はチャート剥片２，土器片１で遺構は確認できなかった。

古里遺跡（多気郡明和町竹川）

事 業 名　　斎王宮域確認調査

調査主体　　三重県教育委員会

調査期間　　昭和４９年１１月～１２月

概　要　　Ａ・Ｂ地区の中間地点にＥ地点を設定。この部分は小字「古里」と「中垣内」の境界部分である。調査面積は１２００㎡。

奈良時代に属する竪穴住居址１戸，掘立柱建物址２間×４間が二棟，３間×３間の倉庫一棟，２間×３間が二棟。奈良時代の井戸は今回はじめて見つかったもので方形を呈し，上部より土師器，須恵器とともに火災をうけた緑釉鉢の破片が出土。溝址はＢ地区よりつづくもので，幅８０㎝，深さ１～1.2ｍのＶ字形を呈し，南北に走る。

鎌倉時代の溝もＢ地区よりつづくもので，小字の境界部分に重なり，道路

と考えられる，この道は更に東の斎王宮跡までつづくものと考えられる。

斎王宮跡（多気郡明和町斎宮）

事 業 名　宮域確認調査

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和４９年１２月～昭和５０年３月

概　要　昨年度に引きつづいて４ｍ幅のトレンチを設定。調査個所は斎王の森の西側，近鉄線の北側，竹神社の北側部分である，トレンチ延長１３００ｍ　面積５２００㎡。

検出した遺構には奈良時代の土壙，溝址，平安時代の土壙，溝址，竪穴住居址，掘立柱建物址，井戸，道路跡，鎌倉時代の土壙，溝址，井戸等がある。

今年度の調査では平安時代の遺構，遺物が圧倒的に多い。灰釉陶器片が多く，緑釉陶器片は４００点近くある，そして器種も大形壺，唾壺，獣脚，杯椀，段皿，凡字硯と豊富である。灰釉陶器では，杯，椀，段皿，耳皿があり墨書されたものもある。

中ノ切遺跡　（玉城町山岡）

事 業 名　県営圃場整備事業

調査主体　玉城町遺跡調査会

調査期間　昭和５０年３月

概　要　宮川左岸の標高１０ｍの平地で，周囲の水田との比高が約１ｍほどの微高地にある鎌倉時代の集落址。遺物の散布範囲は約１万㎡にひろがるが，試掘調査ではＡ地区として４００㎡，Ｂ地区２００㎡，Ｃ地区５５０㎡ほどから土器片が比較的多も発見され，それぞれ調査した。遺構としては掘立柱建物址４棟，多量の３０㎝大の河原石をともなった土壙，溝址が検出された。遺物には，土師器皿，鍋，山茶碗，常滑焼の甕，青磁碗，土錘，石錘などが発見された。

鉄砲塚古墳（玉城町押野）

事 業 名　吉田材木店・貯木場

調査主体　玉城町教育委員会

調査期間　昭和５０年３月～４月

概　要　　田丸の南方，浜塚丘陵東裾の古墳群。昭和４７年に４基（１号～４号）が盗掘され行政処分までなった。貯木場計画にあたり，盗掘された４基と新しく発見された１基を含めて５基の調査が行なわれた。結果，盗掘の４基は全く主体部が破壊されていた。また５基とも旧表土に盛土を存し７世紀後半に築造されたものであることが判明した。

号　墳	規模(m) 径	規模(m) 高さ	内部主体	副　葬　品	備　　考
１（方）	16×13.5	1.5	――	――	周溝，須恵器3.
２（円）	１２	0.8	――	――	周溝
３（円）	１３	1.2	――	――	周溝，須恵器片
４（円）	8	不明	――	――	
８（円）	7	0.6	木棺直葬	土師器1. 須恵器1.	

飯浜貝塚（志摩郡磯部町飯浜）

事 業 名　　個人畑地造成

調査主体　　磯部町教育委員会

調査期間　　昭和４９年７月

概　要　　海岸堤防沿いの畑地で，標高2.3 m，貝層が海面下にも及んでいる約６０００㎡の貝塚で，昨年度調査した１００㎡の範囲の継続補足調査である。製塩炉址が５基確認されていたが，今回はその下層で地山までの調査を中心に行ない，貝層は純貝層で３層，最下貝層から地山までに弥生時代の包含層があり，猪のものと思われる動物のアゴの骨歯が出土，地山上に小さな柱穴がみとめられた。満潮時になると海水の浸透により調査不能となる海抜０m以下の場所にある遺跡である。

有馬・津の森遺跡（熊野市有馬町字津の森）

事 業 名　　市，上水道管埋設

調査主体　　熊野市教育委員会

調査期間　　昭和４９年１０月

概　要　　熊野市の縄文時代の遺跡は，海岸に沿っての砂州台地に集中し，弥先時代以後の遺跡は，その砂州台地の西側の山スソの斜面に点在する。この遺跡も丘陵台地の先端部にあって，前方に低湿地を望む。近くには，産田神

社が有り，その境内からも，数年前，多量の弥生式土器が見付かっている。今回の調査は，紀南教組の先生方の応援を得て，2日間の発掘であったが，かなりの成果を得た。発掘された遺物は，弥生時代中期から古墳時代前期にかけての土器片が主であるが，ほぼ完型の古式土師器2点もある。津の森遺跡一帯は，弥生時代以後の遺跡が群をなし，熊野市では縄文時代の釜の平遺跡とともに重要な遺跡といえる。

調　査　報　告　書　一　覧

発　行　者	書　　名	備　　考
三重県教育委員会	古里遺跡発掘調査報告E地区	明和町，　奈良～鎌倉
〃	斎王宮跡発掘調査報告Ⅱ	〃　　〃　　〃
〃	三重県中世城館跡一覧表	
四日市市教育委員会	八幡塚古墳発掘調査報告	5世紀後半，円墳
多気町教育委員会	河田古墳群Ⅱ	後期古墳16基
〃	森出古墳発掘調査報告	後期方墳
〃	大阪変圧器三重工場埋蔵文化財調査報告	後期方墳，奈良期集落址
〃	坂倉遺跡発掘調査報告	縄文早期炉址群，鎌倉
明和町教育委員会	明星古墳群発掘調査報告	後期古墳6基
玉城町教育委員会	中ノ切遺跡発掘調査報告	鎌倉期集落跡
鳥羽市教育委員会	鷲　遺　跡	縄文～平安期
上野市教育委員会	猪田神社経塚	平安期，陶製経筒

付　　編

I 事前協議概要

ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱・協議

種別	事業場所	事業面積(㎡)	備考
墓地公園	鈴鹿市	58.600	
ゴルフ場	白山町	386,000	
〃	美里村	1,048,998	
〃	白山町	993,033	
墓地公園	伊勢市	249,273	
ゴルフ場	浜島町	715,663	
〃	上野市	1,050,000	
〃	紀和町	1,258,100	

大規模土地取引等に関する事前指導要綱・協議

種別	事業場所	事業面積(㎡)	備考
レクレーション施設	鳥羽市	2,536,850	古墳2（分布調査末）
保養施設	南勢町	2,798,723	天然記念物1

三重県宅地開発事業の基準に関する条例・協議・確認審査

種別	事業場所	事業面積(㎡)	備考
宅地	亀山市川合町	269,090	
工場	鈴鹿市国府町石丸	273,400	
〃	員弁郡大安町大井田	18,160	
事務所倉庫	亀山市長明寺	39,098	
宅地	津市大里窪田町・睦合町	17,278	
〃	〃 大里川北町東谷	119,748	中世城跡1・遺跡1
〃	美里村家所	140,946	
工場	久居市庄田町若林	33,753	
工場・事務所	三雲村肥留字松本	12,472	
施設	久居市稲葉町上野	183,700	

種　　別	事　業　場　所	事業面積(㎡)	備　　考
宅　　地	明和町山大淀	323,973	
宅　　地	伊勢市藤里町字蝮谷	53,023	
〃	〃　柏町字南曽	19,100	
〃	〃　前山町口ナシ峰	21,762	
〃	〃　前山町・大倉町	141,780	
〃	阿児町甲賀字長者ケ谷	193,645	
〃	〃　鵜方カヤウ	11,935	
別　　荘	浜島町迫子大崎	335,680	古墳2・遺跡2
〃	大王町船越字中谷	252,600	
〃	南勢町神津佐字長峰	77,187	
〃	〃　船越	585,650	
工　　場	磯部町下之郷	34,396	
工場・事務所	伊勢市西豊浜町野田沢	15,721	
宅　　地	上野市白樫字下田東菅谷	96,851	
〃	〃　長田字木垣内・寺垣内	15,736	
〃	名張市滝ノ原	907,800	
〃	〃　下比奈知	247,595	
〃	〃　中村字北西原	117,235	
〃	〃　比円文	162,036	
〃	青山町	1,725,150	
〃	名張市新田字大西	197,226	
〃	〃　新田字中村	58,776	
工　　場	上野市治田	1,352,305	
〃	伊賀町中柘植	14,229	
〃	〃　川東	29,475	
〃	名張市八幡	607,280	
〃	〃　赤目町星川	44,667	
宅　　地	尾鷲市大曽根浦	31,297	

都　市　計　画　法　・　協　議

種　　別	事　業　場　所	事業面積(㎡)	備　　考
宅　　地	桑名市蓮花寺	187,800	
〃	四日市市山城町・朝明町	203,400	

種　　別	事　業　場　所	事業面積(㎡)	備　　考
宅　　地	四日市市川島町	205,990	
〃	津市片田井戸町新畑	444,200	遺跡1
〃	〃 一身田町	153,150	
工　　場	鈴鹿市伊船町・長沢町	283,074	
〃	久居市新家町・木造町	401,595	遺跡1
〃	松阪市大口町沖久	104,216	
工場・訓練所	津市雲出伊倉津町	140,900	

Ⅱ 問題遺跡一覧

1. 協議継続中の遺跡

遺跡名	所在地	原因	備考
中垣内遺跡	北勢町奥村	水資源開発公団・三重用水	
黒石原古墳群	菰野町根ノ平	芳美商事・分譲別荘地	全5基
北山遺跡	四日市市大鐘町	明和興産KK・育苗園	試掘済
西ノ山古墳	〃 あさけが丘	宅地造成	
大沢古墳	〃 上海老町	吉田工業KK・工場用地	
中村遺跡	〃 中村町	県道路公社・富田山城有料道路	
山奥遺跡	〃 鵜町	〃 〃	
岸岡山遺跡	鈴鹿市岸岡町	三菱油化・社宅用地	
岸岡城址	〃 〃	〃 〃	
岸岡4号墳	〃 〃	〃 〃	
岸岡5号墳	〃 〃	〃 〃	
岸岡6号墳	〃 〃	〃 〃	
夕川ニュータウン遺跡・古墳	〃 郡山町	三交不動産KK・ニュータウン	試掘予定 範囲約10万m²
御薗古墳群	〃 御薗町	〃 ・ゴルフ場	全23基
地蔵僧遺跡	亀山市川崎町	市開発公社・工場用地造成	試掘済
引地古墳	〃 小野町	・住宅団地	
遺跡・城舘址	〃	中部地建・1号線バイパス	遺跡7・城舘址2
城舘址	関町	〃 〃	城舘址2
平田古墳群	安濃村妙法寺	菱水興業KK・団地	1基調査済
長岡古墳群	津市長岡町	三交不動産KK・団地	
上津部田舘址	〃 〃	〃	
川北城址	〃 豊里川北町	KK北村組・団地	保存予定
川北遺跡	〃 〃	〃	
上村遺跡	〃 半田	市土木部・通学路	
高畑遺跡	久居市新家町・木造町	住友電気工業KK・工場用地	試掘済
垣内遺跡	〃 元町	中部地建・河川改修	
垣鼻4号墳	松阪市垣鼻町	県土木部・ 〃	
遺跡	〃 朝田町・西野々町	中部地建・42号線バイパス	遺跡2
黒田山古墳群	多気町兄国	〃 〃	3基

遺跡名	所在地	原因	備考
出張遺跡	大台町栃原	広域市町村圏道路	
宮ノ東遺跡	飯高町宮前赤桶	町道	
古里遺跡	明和町竹川	三交不動産㈱・団地	調査中
斎王宮跡	〃 斎宮	住宅地化	
水池遺跡	〃 明星	北岡組・団地	
背ノ山古墳	玉城町・度会町	土取り	
田丸城址	〃 田丸	県農林水産部・南勢広域農道	路線未定
丸山古墳	度会町大野木	〃 〃	
大薮遺跡	伊勢市磯町	土地造成計画	
荘遺跡	二見町荘	県土木部・県道バイパス	
宮ノ前遺跡	志摩町御座	２６０号線バイパス	
宮ノ前北方遺跡	〃 〃	〃	
御座城址	〃 〃	〃	
御座北西遺跡	〃 〃	〃	
登茂山遺跡群	大王町登茂山	県環境部・国立公園整備	
上野南部都市開発地域遺跡	上野市	市・南部都市開発計画(約200 ha)	分布調査中
にんじん峠遺跡	名張市夏見	新東昭㈱・団地	〃
中村古墳群	〃	〃	〃
奥出古墳群	〃	〃	〃
水分古墳	大山田村炊村	県農林水産・県営圃場整備事業	
丸岡遺跡	四日市市西村町	県住宅供給公社・団地	試掘済
大仏山古墳群	小俣町東村	〃	全７基
大仏裏古墳群	〃	〃	全５基
丸山古墳群	〃	〃	全３基
大山裏古墳群	〃	〃	全２基
大仏寺院址	〃	〃	
酒部屋遺跡	玉城町	〃	
割山糖塚古窯址	〃	〃	
久米山古墳群	上野市守田	〃(昭 51. 19基発掘予定)	３９基
中川原古墳群	名張市赤目	〃	全３基
上山古墳群	〃	〃	全１２基

2. 発掘調査遺跡一覧

遺跡名	所在地	原因	調査主体	経費負担
北野中遺跡	員弁町上笠田	住友金属鉱山KK・工場用地	町教委	会社
八幡塚古墳	四日市市小古曽町字五百山	土取り	市教委	国・県・市費
丸岡遺跡	四日市市西村町字丸岡	県住宅供給公社・団地(試堀)	〃	公社
北山遺跡	四日市市大鐘町	明和興業KK・土地造成(試堀)	〃	会社
東の岡遺跡	鈴鹿市高岡町字東の岡	土地区画整理	市調査会	
稲生東遺跡	鈴鹿市稲生町字河内浦中村	北村組・団地	〃	会社
金井場古窪址	鈴鹿市徳居町	養鶏場	〃	業者
谷山古墳	亀山市井田川字谷山699-4	建設省・国道拡幅(試堀)	県教委	建設省
地蔵僧遺跡	亀山市川崎町字地蔵僧	市開発公社・工場用地(試堀)	市教委	公社
平田5号墳	安濃村妙法寺	菱水興業KK・団地	村教委	〃
中鳶遺跡	津市大里窪田町中	大里中学校体育館(試堀)	市教委	市費
高畑遺跡	久居市新家木造町	住友電気工業KK・工場(試堀)	〃	会社
平生遺跡	嬉野町平生字たんど山	カネマルKK・団地	町教委	〃
和遅野遺跡	白山町二本木字和知野	大喜観光・団地	〃	〃
立野15号墳	松阪市立野町下池田	市水道局・給水タンク	市教委	市水道局
森出5号墳	多気町字笠木	農業構造改善事業	町教委	国・県・町費
河田古墳群(16基)	〃 河田字東谷	松阪砂利・土取り	〃	〃
坂倉遺跡	〃 東池上字坂倉	県営圃場勢備事業	町調査会	県農林水産部
弥起井悪水の東遺跡	大台町弥記井悪水の東	県道特殊改良(試堀)	〃	県土木物
佐原緑町遺跡	〃 佐原緑町	〃 (〃)	〃	〃
古里遺跡	明和町竹川字古里	斎王宮跡確認調査	県教委	国・県費
斎王宮跡	〃 斎宮	〃	〃	〃
明神西遺跡	伊勢市大湊町字 沖	大和ハウス・団地(試堀)	市教委	会社
中ノ切遺跡	玉城町山岡	県営圃場整備事業	町調査会	県農林水産部
鉄砲塚古墳群	〃 押野	貯木場	町教委	業者
飯浜貝塚	磯部町飯浜	個人畑地造成	町教委	町費
津の森遺跡	熊野市有馬町立ち1337	市上水道	市教委	市費

3. 事前協議・調査なく破壊された遺跡

遺跡名	所在地	原因	備考
大塚D古墳群	安濃村大塚		3基
池ノ原C遺跡	久居市戸木町	伊勢湾興業・土取	
大釜池北方遺跡	〃 明神町	土取り	
王子広遺跡	松阪市御麻生園	道路一部破壊	
出張遺跡	大台町栃原	砂利採取一部破壊	
平林東遺跡	多気町土羽	大阪変圧所・進入道路	
蚊野2号舘址	玉城町蚊野	明野航空学校・ヘリポート	
寺畑遺跡	磯部町上ノ郷	住宅建築・一部破壊	
上ノ広遺跡	〃 迫間	墓地造成・ 〃	
水石2号墳	〃 的矢	分譲別荘地・ 〃	
かんの畑遺跡	阿児町鵜方	住宅建築・ 〃	

Ⅲ　文化財保護関係開発指導要綱等

大規模土地取引等に関する事前指導要綱

第１　目　　的

この要綱は，国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号。以下「法」という。）第１４条の規定に基づく許可申請又は第２３条の規定に基づく届出をしようとする者に事前指導を行いもって法の適正かつ迅速な運用に資することを目的とする。

第２　定　　義

この要綱において，次の各項に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各項に定めるところによる。

1. 土地取引等　　土地に関する所有権，地上権及び賃借権の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。）をいう。
2. 開発行為　　主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

第３　適用範囲

開発行為を伴う次の各項に掲げる一団の土地取引等について適用する。

1. 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７条の規定に基づく市街化調整区域にあっては，２００,０００平方メートル以上
2. 都市計画法第７条の規定に基づく市街化区域及び市街化調整区域以外の区域にあっては，５０,０００平方メートル以上
3. 知事が特に必要と認めたもの

第４　事前協議

1. 開発行為を伴う土地取引等をしようとする者は，法第１４条の規定に基づく許可申請又は，第２３条の規定に基づく届出を行う前に，知事と協議するものとする。
2. 前項の規定により協議をしようとする者(以下「協議申出者」という。)は，大規模土地取引等事前協議申出書（別記様式第１号。以下「協議申出書」という。）を，当該土地が所在する市町村の長を経由して，知事

に提出するものとする。

3. 前項の規定による協議申出書を受理した市町村の長は，協議があった土地取引等に係る予定対価の額及び開発行為に係る土地利用計画等についての意見を付し，速やかに知事に送付するものとする。

4. 知事は，第１項の規定による協議があった場合は，三重県土地利用対策委員会に，計画内容その他必要な事項を審議させるものとする。

第５　協定の締結

知事は，必要があると認めるときは，開発行為の施行その他必要な事項について，協議申出者と協定を締結するものとする。

第６　助　　言

知事は，必要があると認めるときは，第４の事前協議に係る事項及び第５の協定に定める事項の履行について，協議申出者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

第７　図書の提出

協議申出書に添付する図書ね，次に掲げるものとする。

1. 法人にあっては，その定款または寄附行為の写
2. 利用目的に係る全体計画の概要を示す図書
3. 地価に関する資料
4. その他知事が必要と認める書類

附　　則

1. この要綱は，昭和４９年１２月２４日から施行する。
2. この要綱施行の際，現に都市計画法，三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和４７年三重県条例第４１号）またはゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱（昭和４８年３月３１日三重県公報公告）に基づき許可，確認または協議が行われているものについては，適用しない。

備　　考

１～４　　省略

５　この協議申出書の添付図書等は次のとおりとする。

(1)　土地利用計画概要書

①～⑦　省略

⑧　　文化財保護　　文化財保護対策の概略

⑨～⑪　省略

(2)～(3)　省略

鳥羽市民の環境と自然を守る条例

(昭和４９年４月１日施行)

第　1　章　　総　　則

第１節　通　　則

(目　　的)

第１条　この条例は，鳥羽市民が健康で文化的な生活を営むうえにおいて恵まれた自然と良好な生活環境を積極的に確保することが重要であることにかんがみ，良好な環境の確保に関して市，事業者及び市民それぞれの義務と責任を明らかにし，環境と自然を守るための施策の基本となる事項を定めることを目的とする。

(良好な環境確保の基本理念)

第２条　良好な環境の確保は，次の基本理念にしたがい推進されなければならない。

1. 自然と人間との健全な調和を図りつつ，市民の健康で快適な生活を確保すること。
2. 良好な環境は，その重要性の意義とともに現在の市民から将来の市民に承継さる。
3. すべての市民がもつところの健康で文化的生活を営む権利の保障は，市事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し，全力を尽くしてその実現を図らなければならない。

(定　　義)

第３条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

1. 良好な環境　市民が健康な心身を保持し，快適な生活を営むことができる環境をいう。
2. 自然環境　自然の生態系をめぐる土地，大気，水，及び動植物をいう。
3. 文化環境　郷土の歴史上意義をもつ建造物，遺跡等が周囲の自然環境と

一体となって郷土の歴史と文化を具現し，または形成している土地の状況（以下「歴史的環境」という。）及び文化的遺産並びに文化に関する施設その他人間性豊かな文化を創造し，発展させていくための基礎となる環境をいう。

第２節　市の責務及び基本的施策

（市の基本的責務）

第４条　市は，市民の健康で快適な生活を確保するため，良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定しなければならない。

第５条～第７条　　（省　略）

（自然環境の保全）

第８条　市は，自然環境の保全に関する計画の策定，緑化の推進その他自然環境を保全し，育成するため必要な措置を講ずるとともに，文化環境の形成及び発展に資するよう努めなければならない。

（土地の開発行為の規制）

第９条　市は，土地の区画形質の変更等を伴う開発又は整備を目的とする行為が自然環境及び文化環境と調和を保って行なわれるよう必要な措置を講じなければならない。

第３節　事業者の責務

第１０条～第１３条　　（省　略）

（自然環境及び文化環境の保全）

第１４条　事業者は，その事業活動により，自然環境及び文化環境を破壊し，又は損傷することのないよう努めなければならない。

第１５条　　（省　略）

第４節　市民の責務

第１６条～第１８条　　（省　略）

（文化環境の保全）

第１９条　市民は，郷土の文化的遺産を尊重するとともに人間性豊かな文化を創造し，及び発展させる環境を育てるよう努めなければならない。

第２章～第３章　（省　略）

第４章　文化環境の保全

第１節　文化環境の育成

第５２条　　（省　略）

（文化的遺産の活用）

第５３条　郷土における歴史的環境，文化的遺産等文化環境に係る財産の所有者又は占有者は，その文化環境を公共のために保存するとともに，これを市民に公開する等その文化的活用に努めなければならない。

第２節　文化環境保存区域

（文化環境保存区域の指定）

第５４条　教育委員会は，郷土における歴史的環境，文化的遺産等の文化環境を保存するため必要な土地の区域を文化環境保存区域として指定することができる。

（準用規定）

第５５条　第４６条から第４８条までの規定は，文化環境保存区域について準用する。

（注　第４６条・指定の手続き，第４７条・指定の解除及び区域の変更，第４８条・標識の設置）

（文化環境保存区域内の行為の制限）

第５６条　文化環境保存区域内において，次の各号に掲げる行為をしようとする者は，規則で定めるところにより，あらかじめ教育委員会にその内容を届け出なければならない。

1. 建築物その他の工作物の新築，改築又は増築
2. 宅地の造成，土地の開墾その他の土地の区画形質の変更
3. 木竹の伐採
5. 水面の埋立又は干拓
6. 建物その他の工作物の色彩の変更
7. 前各号に掲げるもののほか，文化環境の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2. 前項の規定は，次の各号に掲げる行為については適用しない。

1. 通常の管理行為，軽易な行為で規則で定めるもの。
2. 非常災害のため必要な応急措置として行なう行為
3. 文化環境保存区域が指定され，又はその区域が指定され，又はその区域が拡張された際，既に着手している行為

3. 前項第２号又は第３号に掲げる行為をした者は，遅滞なく教育委員会にその旨を届け出なければならない。

（勧告）

第５７条　教育委員会は，前条第１項の規定による届出があった場合において当該届出に係る行為により文化環境がそこなわれるおそれがあると認めるときは，その届出に係る行為に関し必要な事項を指示し，又はその行為の禁止，中止若しくは停止，計画の変更その他文化環境を保護する必要な措置をとることを指導し又は勧告することができる。

（調査報告書の提出）

第５８条　第５６条第１項各号のいずれかに該当する行為が行なわれ又は行なわれようとしている場合において，文化環境を保護するため必要があると認めるときは，教育委員会は当該行為に係る土地について埋蔵文化財その他の文化環境の保存に関する調査を自ら行ない，又は同条同項の規定による届出をした者その他の関係者に対し，当該土地についての埋蔵文化財その他の文化環境に関する調査の報告書の提出を求めることができる。

4. 前項の規定により教育委員会が自ら調査を行なうことを決定し，又は第５６条第１項の規定による届出をした者その他の関係者に対し，報告書の提出を求めたときは，当該届出にかかる行為は中止し又は停止しなければならない。

（違反者等に対する勧告及び命令）

第５９条　教育委員会は，第５６条の規定による届出をしないで同項各号に該当する行為をした者および５７条の規定による指導もしくは勧告に従わない者又は５８条第２項の規定に違反している者に対し，当該行為の禁止，中止，計画の変更，原状回復又はこれに代わる措置その他文化環境の保存のため必要な措置をとることを命ずることができる。

第５章～第６章　（省　略）

第７章　罰　　則

第６７条　第４３条第２項及び第５９条の規定による命令に違反した者は，１年以下の懲役又は１０万円以下の罰金に処する。

第６８条～第６９条　　（省　略）

（両罰規定）

第７０条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し前三条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほかその法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

付　　則

（施行期日）

1.　この条例は，昭和４９年４月１日から施行する。

上野市南部都市開発区域埋蔵文化財調査要項

（上野市南部都市開発局）

上野市南部都市開発区域埋蔵文化財保全基本方針

1.　開発区域内の埋蔵文化財は，原則として保存する。

2.　埋蔵文化財の保存方法

(1)　凍結保存：現状のまま，自然環境を含めて保存する。

(2)　修景保存：歴史的公園化等，環境整備をはかって保存する。

3.　開発工事計画と埋蔵文化財保存が競合する場合は，事前に発掘調査を実施し，その結果に基づき保護措置をきめる。

上野市南部都市開発区域埋蔵文化財調査要綱

1.　調査目的

上野市南部都市開発局が行なう埋蔵文化財調査の目的は，上野市南部都市開発計画及び周辺関連区域内の埋蔵文化財の現状を把握し，その保全と活用に資する。

2.　調査体制

(1)　調 査 主 体　上野市南部都市開発局

(2)　調査指導委員　調査の万全を期するため，考古学，歴史学，都市計画学等の専門的知識を有する者を委嘱する。

(3)　調 査 協 力 員　調査の円滑な推進をはかるための調査協力員を委嘱する。

3.　調査方法

(1)　遺跡分布調査　　遺跡の分布状況と現状を把握するために，開発区域及び周辺関連区域の踏査を綿密に行ない，遺跡分布地図と

遺跡台帳を作成する。この際1：500～1：3000の地形図を使用する。

また，踏査は，小字や谷等の自然地形等を考慮して区画を設定し，順次行なう。

(2) 範囲確認調査　発見された遺跡の規模や範囲を，試掘やプロトン磁力計による地下遺構探査等によって確認する。

(3) 整備計画調査　遺跡の保存修景計画や環境整備計画策定に必要な調査や遺跡の地形測量を行なう。

4. 調査行程

(計画区分)	(調査期間)	(調　査)
第一次計画	昭和49年～昭和51年	遺跡分布調査
第二次計画	昭和51年～昭和55年	範囲確認調査，整備計画調査

上野市南部都市開発区域埋蔵文化財調査指導委員会設置要綱

(設置)

第1条　上野市南部都市開発区域の埋蔵文化財の保存，調査に関し，必要事項を審議してその万全を期するため，南部都市開発局に上野市南部都市開発区域埋蔵文化財調査指導委員会(以下「指導委員会」という。)を設置する。

(組織等)

第2条　指導委員会は，5名以内の委員をもって組織する。

2. 委員は，考古学，歴史学，都市計画学等の専門的知識を有する者を市長が委嘱する。

3. 委員の任期は2年とする。ただし，再任を妨げない。

(所掌事務)

第3条　指導委員会は，上野市南部都市開発区域の埋蔵文化財の保存・調査について審議し指導する。

(委員長)

第4条　指導委員会に委員長を置く。

2. 委員長は，委員の互選によって定める。

3. 委員長は，会務を総理し，指導委員会を代表する。

4. 委員長に事故あるときは，委員長があらかじめ指名する委員がその職務を

を代理する。

（会議等）

第５条　指導委員会の会議は，委員長が招集する。

2.　委員長は，会議の座長となる。

（その他）

第６条　この要綱により定めるもののほか，指導委員会の運営について必要な事項は，指導委員会で定める。

付　　則

この要綱は，昭和４９年１２月３日から施行する。

調査指導委員		調査協力員	
坪井清足	奈良国立文化財研究所 埋蔵文化財センター長	森川桜男	
服部貞蔵	三重大学教授	松山謙治	大山田中学教諭
服部千之	名古屋工業大学助教授	中森英夫	府中中学校教諭
		岡本武和	阿山中学校教諭
		水口昌也	矢生中学校教諭
		辻　英郎	古山小学校教諭
		大恵宣樹	
		足立行正	上野工業高校教諭
		西出　馨	〃

上野市南部都市開発区域埋蔵文化財調査第一次計画

1.　趣　　旨

当該地域については，すでに昭和３８年度の三重県埋蔵文化財包蔵地調査及び昭和４５年度伊賀東部開発地域遺跡分布調査により，才良地区の石山古墳（４世紀）・丸山城跡（１６世紀）をはじめ，市部地区の奥山古窯址（６世紀）などいくつかの遺跡・古墳・古窯址・城跡の所在が明らかになっているが，なお多数の埋蔵文化財所在が予想される地域である。

そのため，上野市南部都市開発局では，開発構想の具体化に伴い，更に詳細な現地踏査を行ない，計画決定に先だち，開発区域と関連周辺区域内の埋蔵文化財の所在と現状を把握し，新しい都市づくりにふさわしい文化財の保

全と歴史的環境の整備に寄与するため，埋蔵文化財調査第一次計画を策定する。

2. 計画の概要

昭和４９年度には，南部都市開発計画区域約２００ヘクタールのうち「北団地」地区の現地遺跡分布調査を行ない，昭和５０年度には「南団地」地区の現地遺跡分布調査を実施する。

関連周辺区域については，あわせて行なうとともに昭和５１年度に実施する。

昭和４９年度遺跡分布調査について

1. 概　　要

本年度調査は，南部都市開発区域及び周辺関連のうち，「北団地」区域を主に，昭和４９年１２月３日から昭和５０年３月３１日まで現地調査を行なう。

この間，伊賀地区在住の三重県文化財調査員を中心とした上野市南部都市開発区域埋蔵文化財調査協力員（仮称）の参加を得て行なう。

2. 調査結果の集約

調査結果は，遺跡分布地図，遺跡台帳に記入するとともに分布調査報告書を作成する。

3. 調査工程　（省　略）

Ⅳ 遺 跡 調 査 報 告

志摩郡大王町船越・桐垣遺跡

1. はじめに

志摩郡大王町登茂山地内において，伊勢志摩国立公園登茂山園地建設の計画がたてられていた。この事業計画地は，英虞湾に突き出た半島の先端部分にあり，以前から地元の郷土史家らの調査で，多数の遺跡の存在が判明しており，県遺跡台帳にも登録されていた地点であり，事業の実施により，これらの遺跡群が一部破壊されるという恐れがでてきた。

このことから，遺跡群の所在地を確認するため，昭和４９年５月上旬に大王町船越在住の　個 人　と志島小学校教諭の山下雅春氏により現地分布調査を実施した。

その結果，当計画地域内に多数の遺物散布地を確認し，さらに，半島のほゞ全域に遺跡が存在することがわかった。これにより，県環境部と協議のうえ，本年度分の計画地域内の遺物散布地について，範囲および遺構の有無を確認することとなり，昭和４９年６月１７日，８月２２日，１０月１３，１４日の４日間で範囲確認調査を県環境保全課・大王町産業観光課立会いのもとに，県文化課が実施した。

2. 調査結果

試掘坑		遺構	遺物	試掘坑		遺構	遺物
1	4 m×2 m	×	×	6	4 m×2 m	×	×
2	5 m×5 m	○	○	7	2 m×4 m	×	×
3	4 m×4 m	×	×	8	4 m×2 m	×	×
4	2 m×4 m	×	×				
5	4 m×2 m	×	×				

上表をみてわかるように，試掘坑は８ケ所設定した（図２）なかで№２の試掘坑において，どのような目的で使用あるいは作られた遺構かは不明であるが，径６ｍぐらいのほゞ円形状をした非常に浅い落ちこみ中に径２ｍ位の範囲で焼

土・焼石が検出された。しかも，そのまわりでは多量の須恵器片・土師器片が出土した。

出土遺物については，３図のように，１２世紀末頃で渥美古窯の製品と考えられる須恵器の大甕片・長頸壺片それに山皿・山茶碗類が多く出土した。

（１）　土師器の甕片で，胎土に砂粒を多く含む雑なつくり，赤褐色を呈する。この形態に属すると思われる土器片が割り合い多く出土しているが，磨滅がひどく実測がとれない。

（２～３）　山皿で，内側に釉薬がかけてあるわり合いていねいなつくりである。

（４～８）　山茶碗で，全体に大ぶり。内側にかさね焼きのあとを残すものがある。

（９）　口径約３６㎝，肩から胴部にかけてたたき目あとがのこり，この部分に自然釉の剝離あとがある。内面にはたたき目がなく指なでのあとがあるつくりのていねいな大甕である。

3. おわりに

以上のことから，今年度分計画の芝生広場・駐車場建設に伴う調査では，№２の試掘坑から検出された遺構と多量の土器のみであるが，出土物からみると，志摩地方でこんなにまとまりのある１２世紀末頃の土器ははじめてであろう。また，登茂山地域は，古くから旧石器や縄文時代の遺跡として有名であり，多数の遺物が採集されていた。現に今回の調査中においても，打製石斧片・石鏃（チャート，サヌカイト製），フレィク等を多く採集した。この面から考えてみても貴重な地域であり，埋蔵文化財を保護していくうえで，十二分に気を配る必要があると思う。

調査期間中，なにかとご協力をいただきました，地元波切の人々や県環境保全課・町産業観光課の方々に記して謝意を表しておきたい。

（伊藤克幸）

1図 位置図（1：50,000）

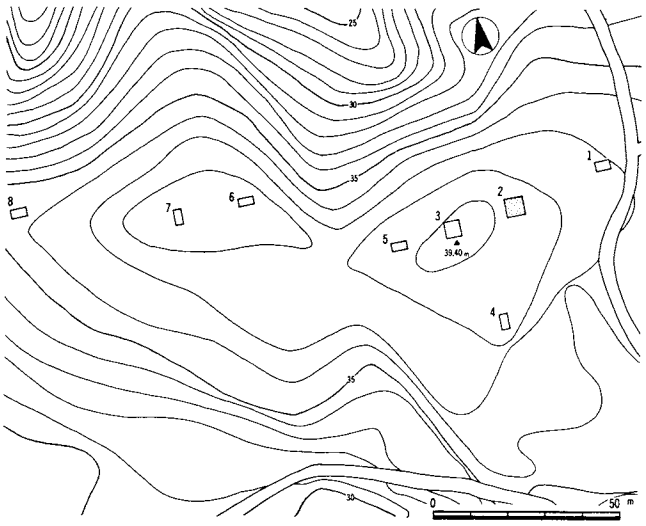

2図 試掘坑位置図 （1：2,000）

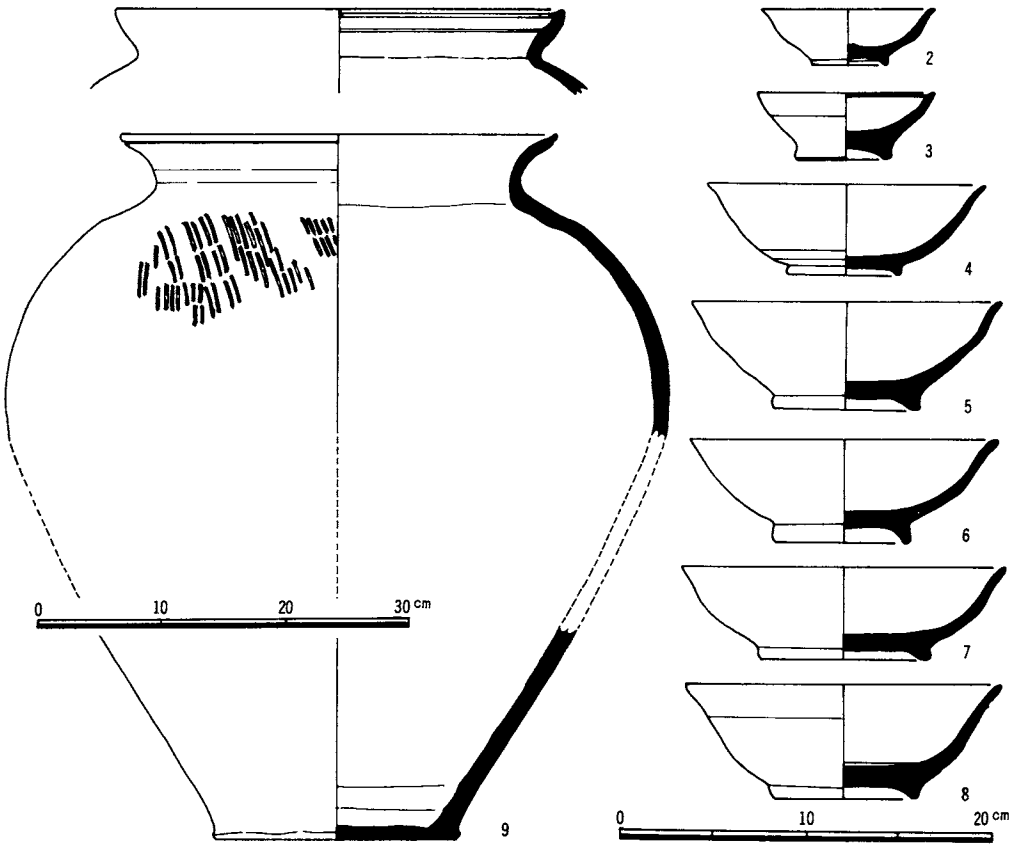

3図 試掘坑 №2 出土土器実測図（1：4，9は1：6）